【長子配付】　　**◆重要：１年間保管ください◆**

令和８年６月

関市立博愛小学校
保　護　者　様

関市教育委員会
関市立博愛小学校

レベル３（大雨警報・氾濫警報・土砂災害警報）以上または暴風警報が発表された場合の措置について

レベル３（大雨警報・氾濫警報・土砂災害警報）、または暴風警報が発表された場合、お子さんの登下校について次のように対応してください。よろしくお願いいたします。

１　関市にレベル３（大雨警報・氾濫警報・土砂災害警報）、または暴風警報が発表された場合の休校及び登下校の原則　※レベル４以上の場合は休校

（１）お子さんが登校する以前に上記の警報が発表されている場合

① 警報が解除されるまで、家庭で待機する。
② 始業時刻の２時間前（６：００）までに警報が解除された場合は、通常どおり登校する。
③ 始業時刻の２時間前から午前８時までの間に解除された場合は、解除後２時間を経てから授業（給食あり）を開始する。
④ 午前８時から午前１１時までに解除された場合は、午後から授業（給食なし）を開始する。（１３：１５）までに登校する。
⑤ 午前１１時を過ぎても解除されない場合は、休校とする。

②③④の場合において、道路や橋の損壊等で危険な場合、または自家の被害が大きい場合などは、登校の必要はありません。そのときは、学校へ連絡してください。

（２）お子さんが登校してから上記の警報が発表された場合

① 安全な場所で学校待機。
② 下校時刻までに警報が解除された場合は、通学路の安全を確認したのち、教員の引率による集団下校。ただし、安全の確保ができない場合は、学校で待機させ、保護者への引き渡しを実施。
③ 下校時刻になっても解除されない場合は、hh 警報が解除になり、安全が確保されるまで学校で待機。また、状況により、可能な場合は、保護者への引き渡しを実施。
④ いずれの場合も「すぐーる」等によって保護者に連絡します。

２　関市に大雪警報が発表された場合の休業及び登下校の原則

・大雪警報が発表された場合、降雪の状況は地域差が大きいため、教育委員会と協議の上、登校あるいは待機・下校の措置となる場合がある。
・「すぐーる」等によって保護者に連絡します。

３　南海トラフ地震臨時情報が発表、または、震度５弱以上の地震が起こった場合の対応

・別紙「非常変災時（地震）における対応について」を参照。